

令和 8 年 8 月

関係者の皆さまへ

兵庫県財務部財政課

各種報道に関するご報告

令和 8 年 7 月 13 日に本県が公表した「公共用地先行取得等事業債の取扱いについて」「公債費負担適正化計画（素案）の策定について」に関連し、各種報道がなされています。

関係者の皆さまにご心配をおかけすることとなりましたこととお詫び申し上げますとともに、本件の経緯、本県の認識及び今後の対応等についてご報告申し上げます。

1 経緯等

(1) 公共用地先行取得等事業債に関する経緯

令和 8 年 6 月下旬、報道機関から財政課に対し、平成 12 年度に 490 億円を発行した公共用地先行取得等事業債（以下「用先債」という。）の借換え（令和 2 年度に 490 億円全額を借り換えたもの。以下「本件借換え債」という。）に関する取材がありました。

これを契機として、本県においても本件借換え債の取扱いについて確認を行う必要があると認識し、財政課において、①関係法令の解釈の再確認、②当時の関係者への事実確認、③総務省への見解確認を実施しました。

その結果、総務省から、「土地売却収入が生じていた部分（338 億円）に係る借換えについては、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号。以下「地財法」という。）第 5 条第 5 号に基づく地方債の借換え債には該当せず、地財法に抵触するおそれがある」との見解が示されました。

<参考：地財法から抜粋>

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

一・二 略

三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合

四 略

五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施

設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

(2) 公債費負担適正化計画(素案)の策定(R8年7月13日)

上記総務省の見解を踏まえ、本県では、地財法に抵触するおそれがある借換債に関連して県債管理基金に留保していた残高 338 億円について、実質公債費比率の算定上控除し、当該基金残高が指標に反映された令和 3 年度まで遡って修正することとしました。

また、土地売却収入を一時的に県債管理基金へ積み立てていた 152 億円についても、他の満期一括償還方式の県債の償還財源とみなすことは実態に即していないことから、令和 7 年度決算に係る実質公債費比率の算定より、基金残高から控除することとしました。

この結果、実質公債費比率は単年度及び 3 か年平均ともに最大 0.8 ポイント悪化する見込みとなりました。

この修正を前提として、今後起債許可を円滑に受けるための「公債費負担適正化計画(素案)」の策定にあたり、改めて実質公債費比率の試算を実施しました。

試算においては、経済成長率を令和 8 年 1 月時点の想定値に据え置く一方、金利上昇リスクを織り込んだ保守的な前提条件を採用したところ、令和 12 年度から令和 15 年度までの実質公債費比率(3 か年平均)が 25%を超え、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成 19 年法律第 94 号)の規定により財政健全化計画の策定等が義務付けられる「早期健全化団体」へ移行するおそれがあるとの結果となりました。

このため、本県では、早期健全化団体への移行を回避するための対策を盛り込んだ「公債費負担適正化計画(素案)」を策定したところです。

(3) 借換債に関する本県の認識

本件借換債が地財法に抵触するか否かについては、今後、本県からの報告等を踏まえ、地財法を所管する総務省において判断されるものと認識しています。

本県としては、本件借換債は起債許可期限内(令和 12 年度まで)に実施した借換えであり、当時は地財法に抵触するとの認識はなかった旨を、関係職員への聞き取りにより確認しています。今般の事案を踏まえ、本県としては、原因究明と再発防止の徹底を図り、今後示される総務省の判断に適切に対応してまいります。

2 今後の対応・影響について

(1) 本件借換債の取扱いについて

当該県債は令和 12 年度に満期が到来します。それまでの間、土地売却収入 490 億円は県債管理基金において区分管理を行い、満期時には同基金を取り崩して償還する予定です。この取崩しは従来から試算に織り込み済みです。

このため、本件借換債に係る元利償還について支障が生じることはなく、本県の資金繰りや財政運営に与える影響はありません。

(2) 今回の事象による影響について

本件については、今後、総務大臣において地財法の規定に基づき起債許可団体として指定（※）するか否かが判断されるものと認識していますが、現時点において、それ以外の行政上の措置や罰則等が講じられるとは聞いておりません。

※実質公債費比率が 18%を超過することによるものではなく、別途なされるもの。

また、公表資料では早期健全化団体への移行のおそれについて言及していますが、本県としては、特定目的基金の県債管理基金への積み替えや投資事業の見直し等により、早期健全化団体への移行を確実に回避する考えです。

あわせて、令和 9 年度以降、歳入・歳出全般にわたる改革について検討を進めるとともに、投資水準の適正化及び県債管理基金の積戻し等により、実質公債費比率を最終的に 18%未満とし起債許可団体から脱することを目標とした公債費負担適正化計画を改めて策定する予定です。

関係者の皆さまにおかれましては、本件によりご心配をおかけしておりますことを改めてお詫び申し上げます。

本県といたしましては、今後も適切な財政運営及び情報開示に努めてまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(令和 8 年 7 月 13 日公表資料)

- ・ 公共用地先行取得等事業債の取扱いについて
- ・ 公債費負担適正化計画（素案）の策定について

以上